

【前期計画】

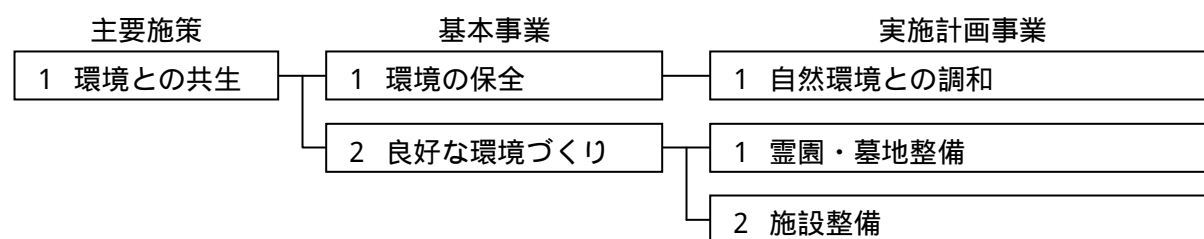
〔現状と課題〕

限りある自然環境は、将来の世代を含め共有していることを認識するとともに、人間が恵み豊かな環境を享受し続けることを将来にわたって継承していかなければなりません。環境負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を図らなければならないことを理念に環境基本法が制定され、環境基本計画が策定されました。地方公共団体においても、地域の自然的、社会的条件に応じた独自の施策の推進が求められています。快適で衛生的な市民生活を確保するため、各種施設の整備充実を図らなければなりません。そのため、霊園、墓地や火葬場の整備などを計画的に進めていく必要があります。緑丘霊園の維持管理は、必要に応じ草刈り、トイレ清掃、供物処理を行っていますが、墓建立の業者指導や日常的な施設の管理、環境の整備が求められています。風連中央墓地は、未使用区画が残り少なく、市民が選択できる場所も限られています。名風聖苑については、随時、修繕等を行っていますが、建設から十数年が経過し、損傷も見られるため、計画的な維持管理が必要になります。

〔施策の基本的な考え方〕

良好な自然環境の保全、環境汚染の防止など環境への配慮を行うとともに、複雑化・多様化する環境問題に対応するため、総合的な施策を進めます。また、快適で衛生的な市民生活を堅持するため、各種施設の計画的な維持管理を行い、ゆとりや、やすらぎのある環境空間をつくります。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 環境の保全

市内の環境状態を把握し、市民や事業者が環境負荷の少ない生活を送ることを心がけ、安全で快適な生活環境をつくります。
- 2 良好な環境づくり

霊園、墓地、火葬場は、故人を偲ぶとともに、やすらぎを感じる環境づくりに努めます。また、施設の管理を計画的に行い、施設の適正な運営を図ります。

【後期計画】

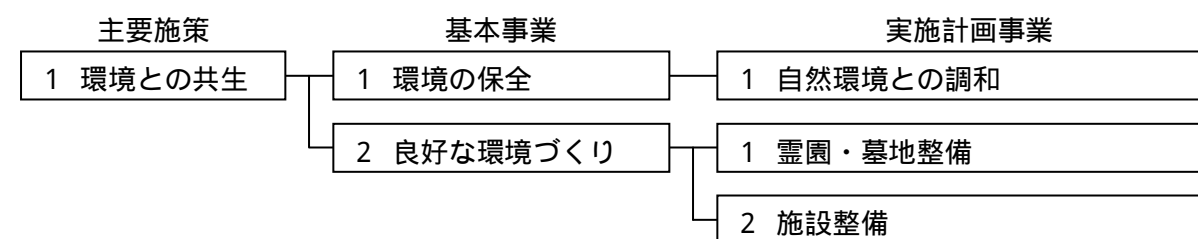
〔現状と課題〕

限りある自然環境は、将来の世代を含め共有していることを認識するとともに、人間が恵み豊かな環境を享受し続けることを将来にわたって継承していかなければなりません。環境負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を図らなければならないことを理念に環境基本法が制定され、環境基本計画が策定されました。地方公共団体においても、地域の自然的、社会的条件に応じた独自の施策の推進が求められています。快適で衛生的な市民生活を確保するため、各種施設の整備充実を図らなければなりません。そのため、霊園、墓地や火葬場の整備などを計画的に進めていく必要があります。緑丘霊園の維持管理は、必要に応じ草刈り、トイレ清掃、供物処理を行っていますが、墓建立の業者指導や日常的な施設の管理、環境の整備が求められています。名風聖苑については、随時、修繕等を行っていますが、建設から二十年が経過し、損傷も見られるため、計画的な維持管理が必要になります。

〔施策の基本的な考え方〕

良好な自然環境の保全、環境汚染の防止など環境への配慮を行うとともに、複雑化・多様化する環境問題に対応するため、総合的な施策を進めます。また、快適で衛生的な市民生活を堅持するため、各種施設の計画的な維持管理を行い、ゆとりや、やすらぎのある環境空間をつくります。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 環境の保全

市内の環境状態を把握し、市民や事業者が環境負荷の少ない生活を送ることを心がけ、安全で快適な生活環境をつくります。
- 2 良好な環境づくり

故人を偲ぶ霊園、墓地は、やすらぎを感じる場でなければなりません。環境づくりに努めます。また、火葬場等の施設の管理を計画的に行い、施設の適正な運営を図ります。

【 前 期 計 画 】

<前期>

環境基本条例等策定事業

緑丘霊園管理棟建設事業

風連中央墓地新区画造成事業

<前期・後期>

名風聖苑維持管理事業

【 後 期 計 画 】

【 前 期 計 画 】

〔現状と課題〕

我が国の経済が「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」という経済形態により、めざましい発展を遂げてきたことに伴い、近年は、廃棄物最終処分場の狭あいになるなど、さまざまな環境問題が表面化してきています。また、エネルギー資源の少ない日本においては、将来的な資源の枯渇に対する危機感も生まれてきています。廃棄物処理にあつては、環境問題も含め、新たな社会システムを構築することが急務となっています。システムを構築していくためには、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3R運動の推進を通じ、環境と調和した「循環型社会」の構築に向けて、さまざまな施策の展開が求められています。

また、長年、適正処理をしてきた焼却施設は、炭化センターの稼動により役目を終えましたので、適切な処分が必要となっています。

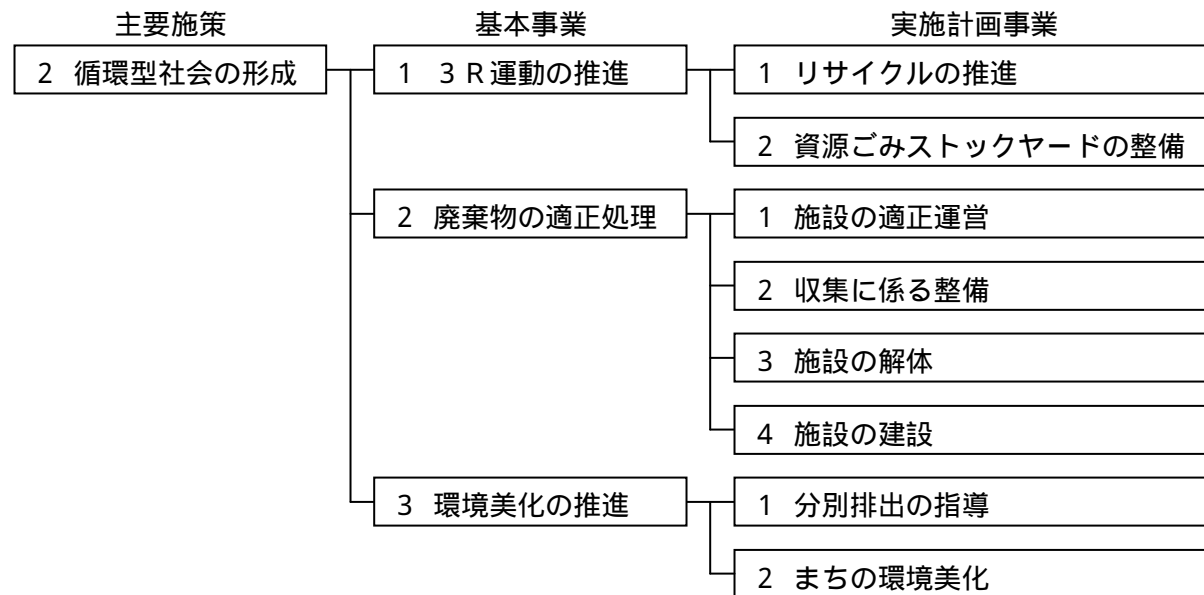
〔施策の基本的な考え方〕

環境負荷の少ない社会を構築するには、市民、事業者と行政がそれぞれの立場で役割を分担し、協働して取り組むことが必要不可欠です。

「容器包装の分別収集の取り組み」「資源物の分別排出や収集体制の構築」「廃棄物の適正処理」を行うことによって、ごみの減量化、物質循環の推進、最終処分場や他の施設の適正な運営を図ります。

さらに、環境の美化意識の向上は、私たちが暮らす住みよいまちづくりにつながります。

〔施策の体系〕



【 後 期 計 画 】

〔現状と課題〕

我が国の経済が「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」という経済形態により、めざましい発展を遂げてきたことに伴い、近年は、廃棄物最終処分場の狭あいになるなど、さまざまな環境問題が表面化してきています。また、エネルギー資源の少ない日本においては、将来的な資源の枯渇に対する危機感も生まれてきています。廃棄物処理にあつては、環境問題も含め、新たな社会システムを構築することが急務となっています。システムを構築していくためには、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3R運動の推進を通じ、環境と調和した「循環型社会」の構築に向けて、さまざまな施策の展開が求められています。

また、長年、適正処理をしてきた焼却施設は、炭化センターの稼動により役目を終えましたので、適切な処分が必要となっています。

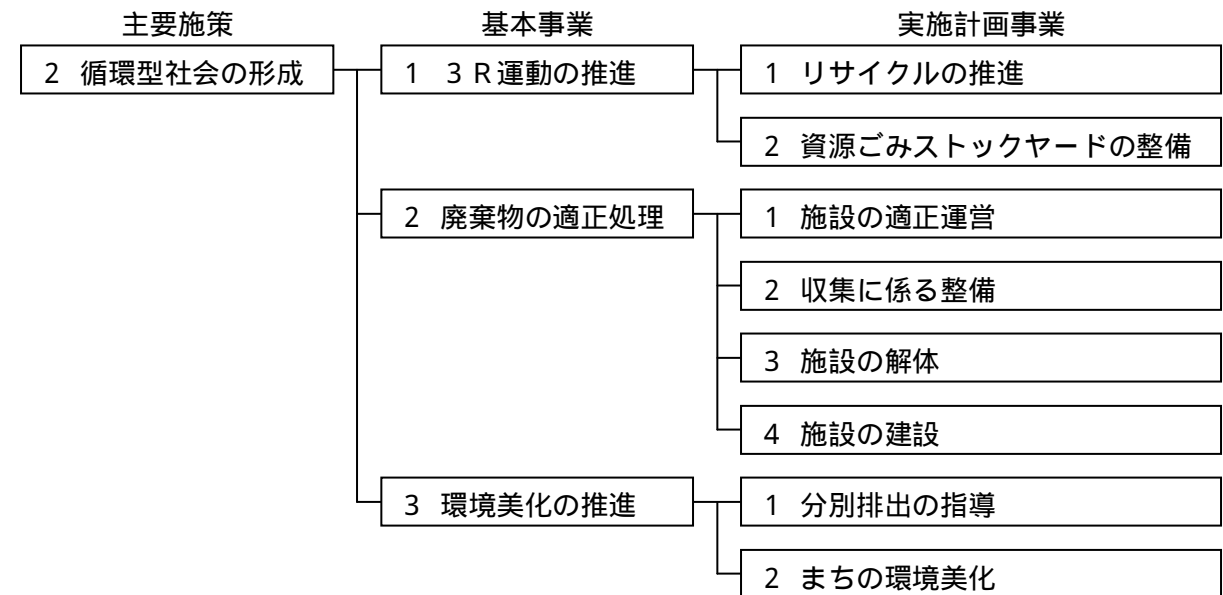
〔施策の基本的な考え方〕

環境負荷の少ない社会を構築するには、市民、事業者と行政がそれぞれの立場で役割を分担し、協働して取り組むことが必要不可欠です。

「容器包装の分別収集の取り組み」「資源物の分別排出や収集体制の構築」「廃棄物の適正処理」を行うことによって、ごみの減量化、物質循環の推進、最終処分場や他の施設の適正な運営を図ります。

さらに、環境の美化意識の向上は、私たちが暮らす住みよいまちづくりにつながります。

〔施策の体系〕



【 前 期 計 画 】

〔基本事業〕

1 3R運動の推進

市民と事業者が過剰包装の廃止、生ごみの堆肥化や製造・流通・消費の過程での見直しを行うことなどにより、ごみを「つぐらない」「ださない」こと、また、資源を分別して排出することで、ごみ発生の抑制と資源化を図ります。

2 廃棄物の適正処理

ごみの効率的な収集と適正な処理・処分を行うことによって、有害化学物質の発生を抑制し、安全で快適な生活環境をつくります。

3 環境美化の推進

市民と事業者に対し、環境意識の向上と啓発を行うことによって、ごみ排出の正しい認識と減量化意識を高め、ルールに基づくごみ処理の推進とまちなかの美化を図ります。

〔主な計画事業〕

<前期・後期>

資源集団回収奨励金事業

炭化センター、衛生センター維持管理費負担事業

塵芥収集車両等整備事業

内淵最終処分場整備事業

分別・資源化啓発事業

不法投棄・野焼き防止啓発事業

<後期>

資源ごみストックヤード整備事業

廃止焼却炉解体整備事業

小動物焼却処理施設建設事業

風連最終処分場覆土工事事業

【 後 期 計 画 】

〔基本事業〕

1 3R運動の推進

市民と事業者が過剰包装の廃止、生ごみの堆肥化や製造・流通・消費の過程での見直しを行うことなどにより、ごみを「つぐらない」「ださない」こと、また、資源を分別して排出することで、ごみ発生の抑制と資源化を図ります。

2 廃棄物の適正処理

ごみの効率的な収集と適正な処理・処分を行うことによって、有害化学物質の発生を抑制し、安全で快適な生活環境をつくります。

旧名寄市及び旧風連町の廃止焼却炉の解体にあたっては、跡地利用を十分検討し進めていきます。

最終処分場の残余容量調査を行ない、新処分場の建設整備について近隣町村と広域設置の検討を進めます。

炭化センターで炭化処理された炭化物の有効利用を図ります。

3 環境美化の推進

市民と事業者に対し、環境意識の啓発、指導を行うことによって、ごみの分別・排出の正しい認識と減量化意識を高め、ルールに基づくごみ処理の推進とまちなかの美化を図ります。

【 前 期 計 画 】

〔現状と課題〕

災害の発生は、国内外を問わず後を絶つことがない状況から、住民の安全・安心に対する関心が高まると同時に、消防に寄せられる期待は、ますます大きくなっています。また、消防行政を取り巻く環境も著しく変化してきており、高度情報通信技術に代表される急速な技術革新、地方分権、行財政改革、規制緩和の推進や住民ニーズの多様化などにより新たな対応が求められています。

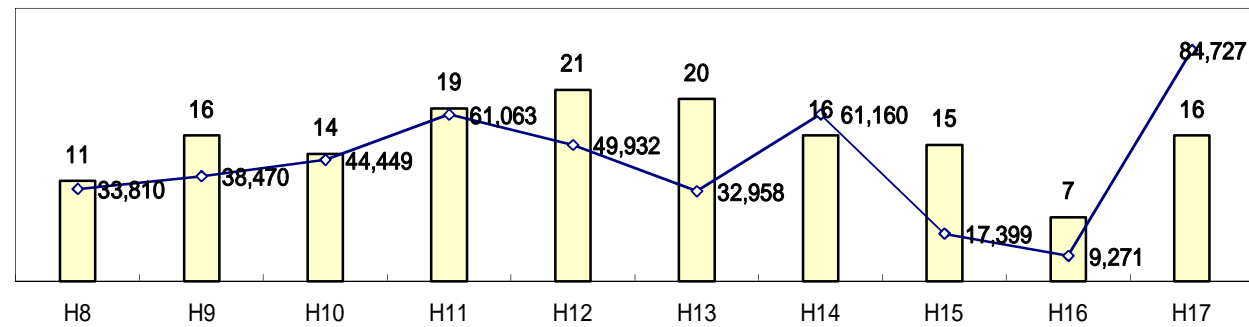
近年の高齢化の進展に伴い、救急出動の件数の増加や疾病構造の変化、そして住宅火災による死者も増加傾向にあります。また、救助出動においても、複雑化・多様化している状況にあることから、救急・救助体制の充実強化が必要です。

複雑化・多様化する各種災害に的確な対応をするため消防・救急車両及び資機材の整備を計画的に取り組みます。

高齢化社会に対応するために、高齢者の住宅火災による死者を低減する住宅防火対策や救急業務の高度化を含めた救急体制の一層の充実強化を図る必要があります。

火災発生件数と損害額の推移(旧名寄・風連消防署) (各年12月末現在)

| 区分 | | 年 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
|---------|------|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 建物 | 全焼 | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 2 | 5 |
| | 半焼 | | 1 | 1 | 4 | 4 | | 3 | 2 | 1 | | 1 |
| | 部分焼 | | 1 | 2 | 5 | 4 | 7 | 5 | 3 | 5 | 3 | 6 |
| | ぼや | | 3 | 4 | | 5 | 5 | 6 | 3 | 3 | 2 | 3 |
| | 建物以外 | | 2 | 5 | 1 | 2 | 5 | 2 | 4 | 3 | | 1 |
| 計 | | | 11 | 16 | 14 | 19 | 21 | 20 | 16 | 15 | 7 | 16 |
| 損害額(千円) | | | 33,810 | 38,470 | 44,449 | 61,063 | 49,932 | 32,958 | 61,160 | 17,399 | 9,271 | 84,727 |
| 死傷者 | 死者 | | 1 | 1 | 2 | 1 | | | 2 | | 1 | |
| | 傷者 | | | | 2 | 3 | 2 | 6 | 1 | 3 | 1 | 5 |



【 後 期 計 画 】

〔現状と課題〕

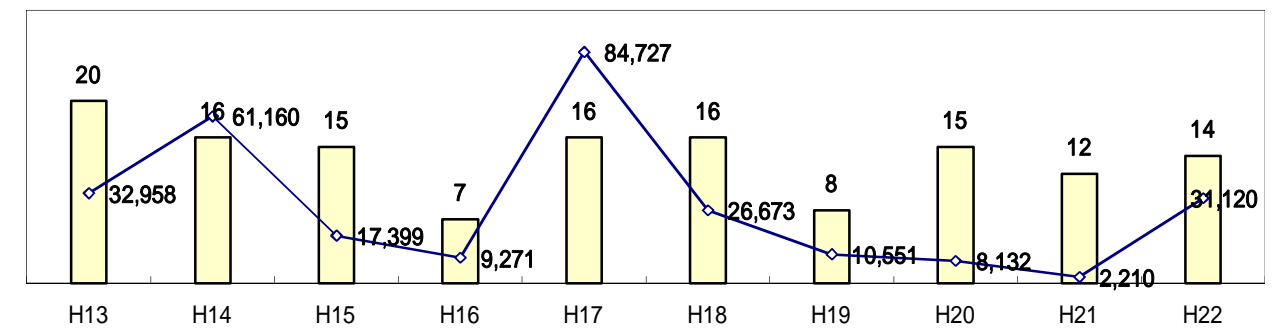
災害の発生は、国内外を問わず後を絶つことがない状況から、住民の安全・安心に対する関心が高まると同時に、消防に寄せられる期待は、ますます大きくなっています。また、消防行政を取り巻く環境も著しく変化してきており、高度情報通信技術に代表される急速な技術革新、地方分権、行財政改革、規制緩和の推進や住民ニーズの多様化などにより新たな対応が求められています。

近年の高齢化の進展に伴い、救急出動の件数の増加や疾病構造の変化、そして住宅火災による死者も増加傾向にあります。また、救助出動においても、複雑化・多様化している状況にあることから、救急・救助体制の充実強化が必要です。

複雑化・多様化する各種災害に的確な対応をするため消防車両等及び資機材の整備を計画的に取り組みます。高齢化社会に対応するために、高齢者の住宅火災による死者を低減する住宅防火対策や救急業務の高度化を含めた救急体制の一層の充実強化を図る必要があります。

火災発生件数と損害額の推移(平成18年以前は旧名寄・風連消防署の合算) (各年12月末現在)

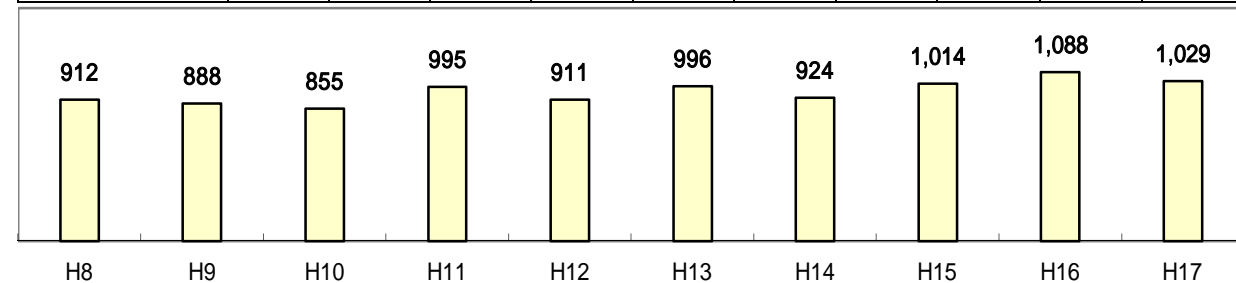
| 区分 | | 年 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---------|-----|---|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 建物 | 全焼 | | 4 | 4 | 3 | 2 | 5 | 5 | 3 | 1 | 1 | 3 |
| | 半焼 | | 3 | 2 | 1 | | 1 | 1 | | | 1 | |
| | 部分焼 | | 5 | 3 | 5 | 3 | 6 | 3 | 4 | 4 | 1 | 4 |
| | ぼや | | 6 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | | 6 | 6 | 3 |
| 建物以外 | | | 2 | 4 | 3 | | 1 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 |
| 計 | | | 20 | 16 | 15 | 7 | 16 | 16 | 8 | 15 | 12 | 14 |
| 損害額(千円) | | | 32,958 | 61,160 | 17,399 | 9,271 | 84,727 | 26,673 | 10,551 | 8,132 | 2,210 | 31,120 |
| 死傷者 | 死者 | | | 2 | | 1 | | 3 | | 3 | 2 | 2 |
| | 傷者 | | 6 | 1 | 3 | 1 | 5 | 5 | 2 | | | 2 |



【 前 期 計 画 】

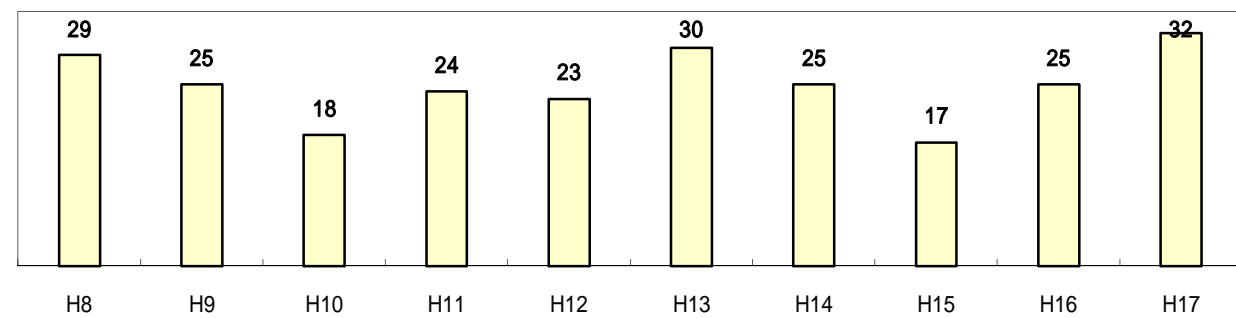
救急出動件数の推移(旧名寄・風連消防署) (各年12月末現在)

| 区分 \ 年 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
| 救急出動件数(件) | 912 | 888 | 855 | 995 | 911 | 996 | 924 | 1,014 | 1,088 | 1,029 |
| 搬送人員(人) | 908 | 887 | 849 | 971 | 895 | 977 | 903 | 969 | 1,055 | 1,000 |



救助出動件数の推移(旧名寄・風連消防署) (各年12月末現在)

| 区分 \ 年 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
|-----------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 救助出動件数(件) | 29 | 25 | 18 | 24 | 23 | 30 | 25 | 17 | 25 | 32 |
| 救助活動件数(件) | 17 | 9 | 5 | 4 | 13 | 9 | 12 | 6 | 11 | 14 |



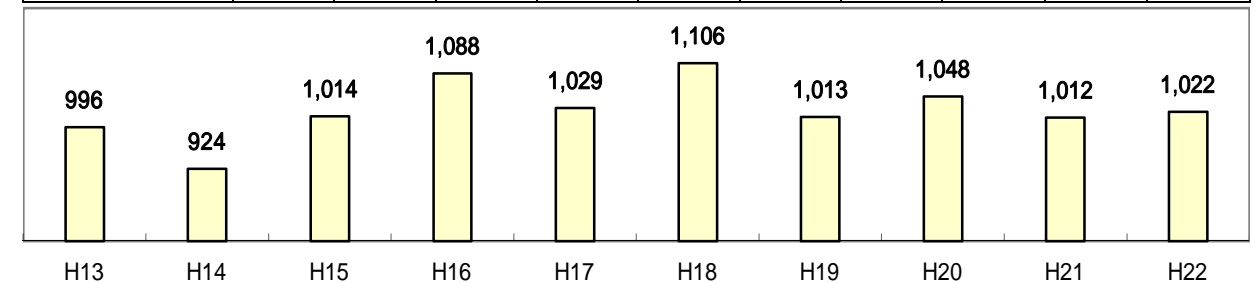
〔 施策の基本的な考え方 〕

地域防災の要として、住民二 - ズに迅速・的確に対応できる組織・出動体制の整備を図ります。
 消防活動及び救急・救助活動、安心できる予防体制を整備し、将来を見据えた消防行政の推進に努めます。

【 後 期 計 画 】

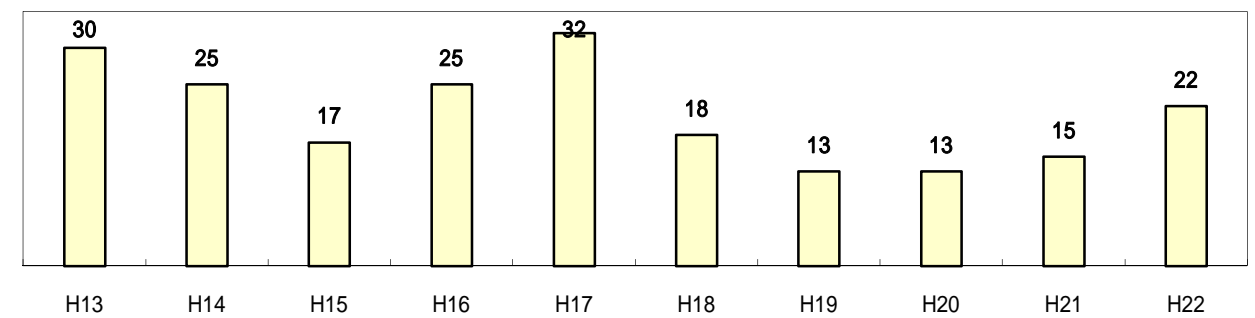
救急出動件数の推移(平成 18 年以前は旧名寄・風連消防署の合算) (各年12月末現在)

| 区分 \ 年 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-----------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 救急出動件数(件) | 996 | 924 | 1,014 | 1,088 | 1,029 | 1,106 | 1,013 | 1,048 | 1,012 | 1,022 |
| 搬送人員(人) | 977 | 903 | 969 | 1,055 | 1,000 | 1,066 | 970 | 983 | 958 | 984 |



救助出動件数の推移(平成 18 年以前は旧名寄・風連消防署の合算) (各年12月末現在)

| 区分 \ 年 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 救助出動件数(件) | 30 | 25 | 17 | 25 | 32 | 18 | 8 | 15 | 15 | 22 |
| 救助活動件数(件) | 9 | 12 | 6 | 11 | 14 | 7 | 5 | 10 | 11 | 13 |

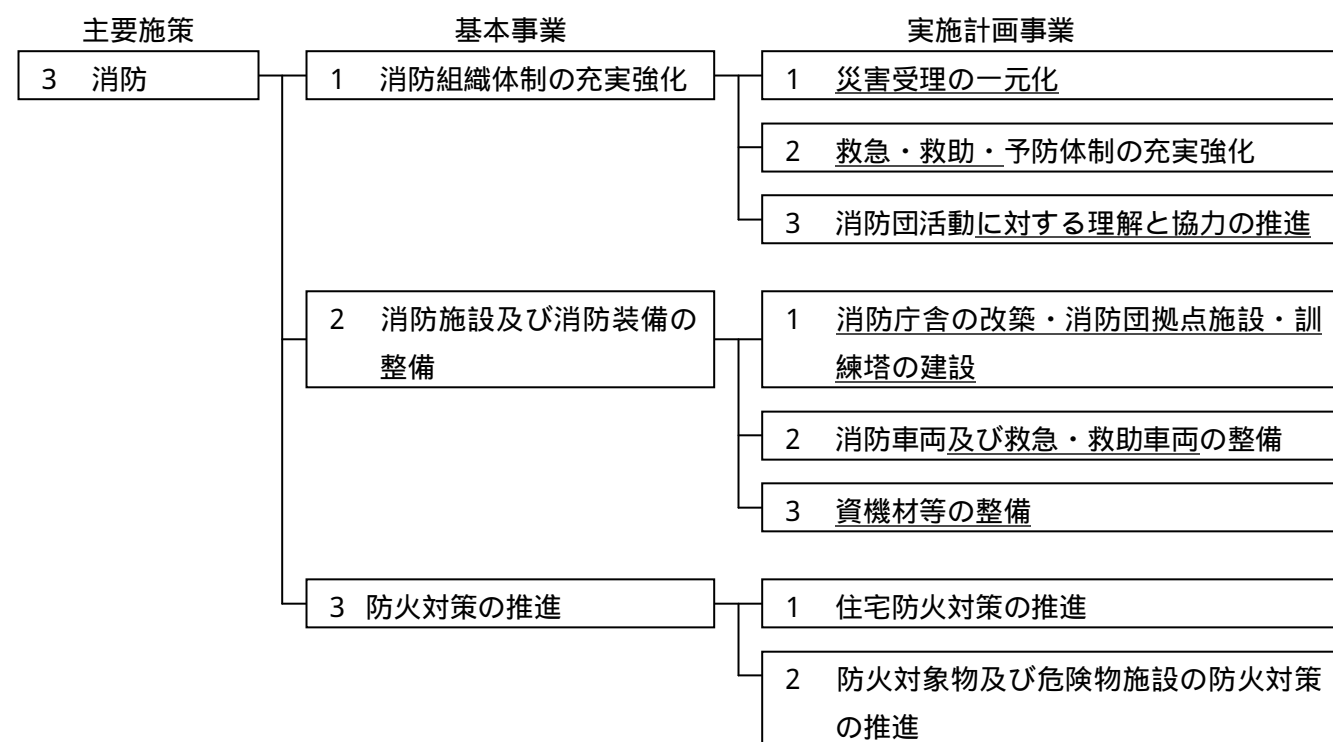


〔 施策の基本的な考え方 〕

地域防災の要として、住民二 - ズに迅速・的確に対応できる組織・出動体制の整備を図ります。
 消防活動及び救急・救助活動、安心できる予防体制を整備し、将来を見据えた消防行政の推進に努めます。

【前期計画】

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

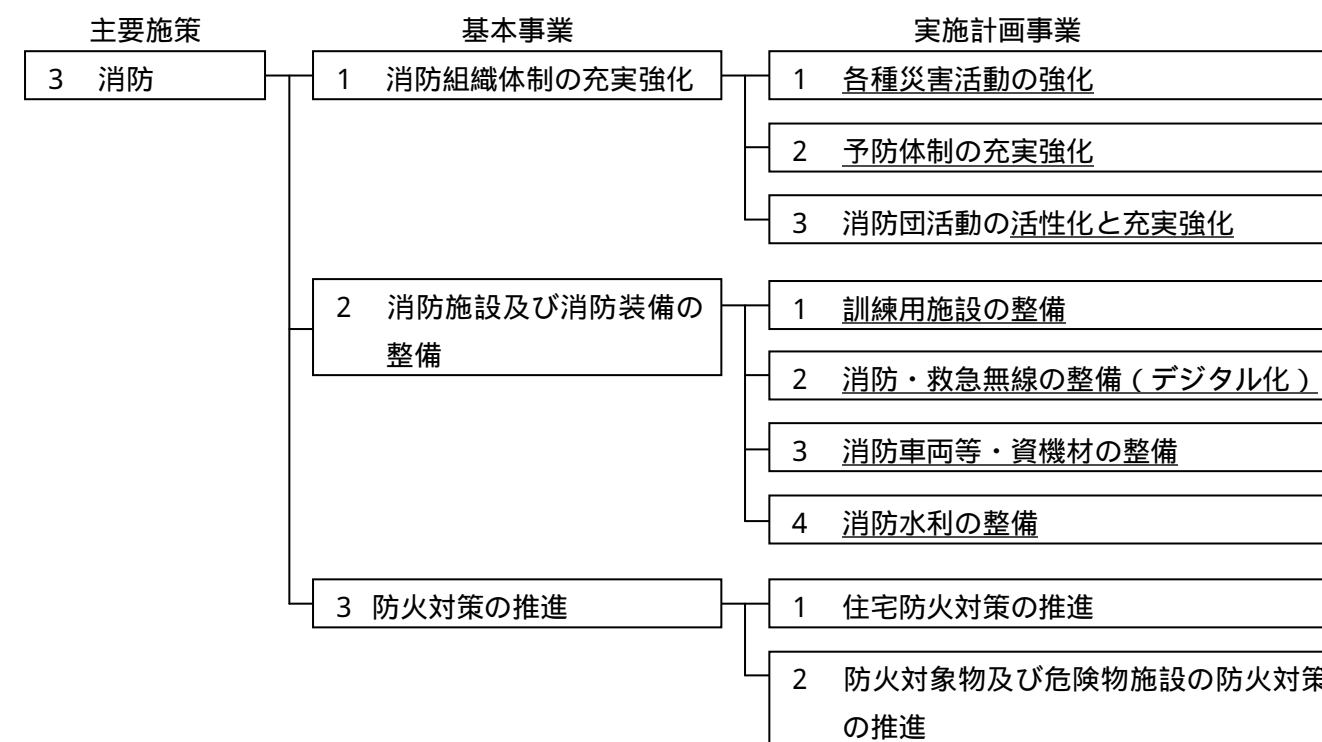
- 消防組織体制の充実強化
名寄・風連地区の災害受理と組織体制の一元化を図ることにより、災害出動の体制を強化します。
- 消防施設及び消防装備の整備
災害受理と組織体制の一元化を図るために、消防サイレン制御装置の導入及び消防庁舎の増改築を行います。
- 防火対策の推進
高齢者の住宅火災による死者を低減するため住宅火災警報器の設置促進を図り、安全・安心の確保を推進します。

〔主な計画事業〕

- <前期>
- 消防サイレン制御装置導入事業
 - 消防庁舎施設整備事業
 - 消火栓更新事業
 - 消防通信指令装置更新事業
 - 火災調査車更新事業
 - 災害時要援護者通報システム端末装置整備事業
- <後期>
- 救急業務高度化整備事業（救急救命士養成）
 - 消防団自動車更新事業
 - 救助工作車導入事業
 - 耐震性防火水槽導入事業
 - 消防団活性化総合整備事業
 - 化学消防自動車更新事業
 - 消防指令車導入事業

【後期計画】

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 消防組織体制の充実強化
地域防災の中核である消防団との連携を強化し、消防・防災体制の強化を図ります。
- 消防施設及び消防装備の整備
消防・救急無線のデジタル化への移行を含めた消防施設・設備の整備及び更新を行い、消防活動体制を強化します。
- 防火対策の推進
高齢者の住宅火災による死者を低減するため住宅火災警報器の設置促進を図り、安全・安心の確保を推進します。

〔主な計画事業〕

- <後期>

【 前 期 計 画 】

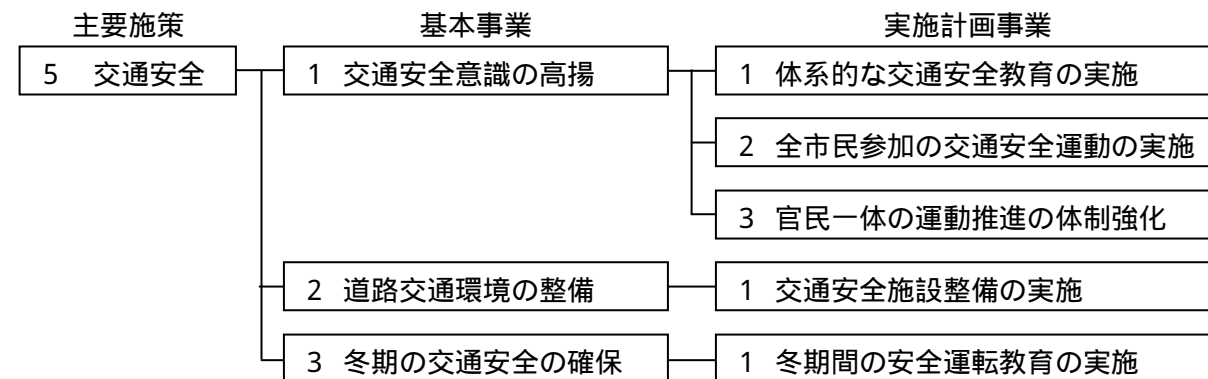
〔現状と課題〕

市内の自動車保有台数、運転免許保有者は増加傾向にあり、交通事故数も年々増加しています。市民生活や経済活動の24時間化、高齢化など道路交通状況は大きく変化しています。本市の交通事故は、交差点事故が65%を占め冬期間の事故も急増しています。交通安全運動は、街頭啓発、広報活動を中心に地道な活動として実施していますが、関係機関・団体・市民が一体となり、高齢者対策や冬期対策など、本市の地域特性に応じた交通安全対策が必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

名寄市交通安全運動推進委員会を中心として、各関係機関との連携のもと、交通事故のないまちづくりに向け、交通安全意識の普及啓発に努めます。交通安全指導員等を中心とした街頭指導・交通事故防止に向けた資材配布など、交通安全運動を生涯学習活動と位置づけ、家庭・学校・職場・地域で幼児から高齢者まで、体系的に教育活動を実施します。モラルの低下が問題となっているなか、事故の責任は自らにあることの認識を広めるため、交通ルールに対する思想の確立を図ります。

〔施策の体系〕



基本〔事業〕

- 交通安全意識の高揚
交通安全運動を生涯学習と位置づけ、家庭・学校・職場・地域などで幼児から高齢者まで、段階的・体系的に実施し、また、関係機関や団体と協力して交通安全を市民運動として展開します。
- 道路交通環境の整備
歩道・自転車・自動車道の整備や標識など施設の整備を進めます。
- 冬期の交通安全の確保
冬期間の交通安全のため、除排雪の徹底などを進めます。

〔主な計画事業〕

- <前期・後期>
交通安全教育（幼児交通安全教室等）
道路中央線（白線）等改修事業

【 後 期 計 画 】

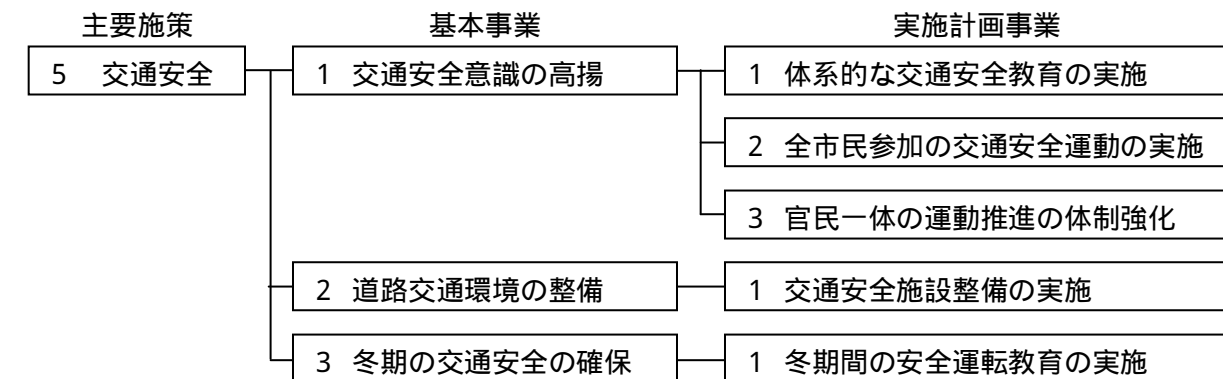
〔現状と課題〕

市内の自動車保有台数、運転免許保有者は横ばい傾向にあり、交通事故数の発生件数は減少傾向にあります。市民生活や経済活動の24時間化、高齢化など道路交通状況は大きく変化しています。本市の交通事故は、交差点事故が約7割を占め、高齢者が第一当事者となる事故も増えています。交通安全運動は、街頭啓発、広報活動を中心に地道な活動として実施していますが、関係機関・団体・市民が一体となり、高齢者対策や冬期対策など、本市の地域特性に応じた交通安全対策が必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

名寄市交通安全運動推進委員会を中心として、各関係機関との連携のもと、交通事故のないまちづくりに向け、交通安全意識の普及啓発に努めます。交通安全指導員等を中心とした街頭指導・交通事故防止に向けた資材配布など、交通安全運動を生涯学習活動と位置づけ、家庭・学校・職場・地域で幼児から高齢者まで、体系的に教育活動を実施します。モラルの低下が問題となっているなか、事故の責任は自らにあることの認識を広めるため、交通ルールに対する思想の確立を図ります。

〔施策の体系〕



基本〔事業〕

- 交通安全意識の高揚
交通安全運動を生涯学習と位置づけ、家庭・学校・職場・地域などで幼児から高齢者まで、段階的・体系的に実施し、また、関係機関や団体と協力して交通安全を市民運動として展開します。
- 道路交通環境の整備
歩道・自転車・自動車道の整備や標識など施設の整備を進めます。
- 冬期の交通安全の確保
冬期間の交通安全のため、除排雪の徹底などを進めます。

【 前 期 計 画 】

〔現状と課題〕

人口の減少や高齢化社会の進行などにより、社会経済環境が急速に変化し、犯罪そのものが多様化しているため、安全で安心して生活できる社会形成が求められています。

複雑化・多様化する現代において、市民生活を脅かす予期せぬ問題や事件事故などが全国の至るところで発生していることから、関係機関・団体と連携を密にし、防犯体制を強化するとともに、青少年の非行防止を含む、地域ぐるみの防犯活動を進める必要があります。

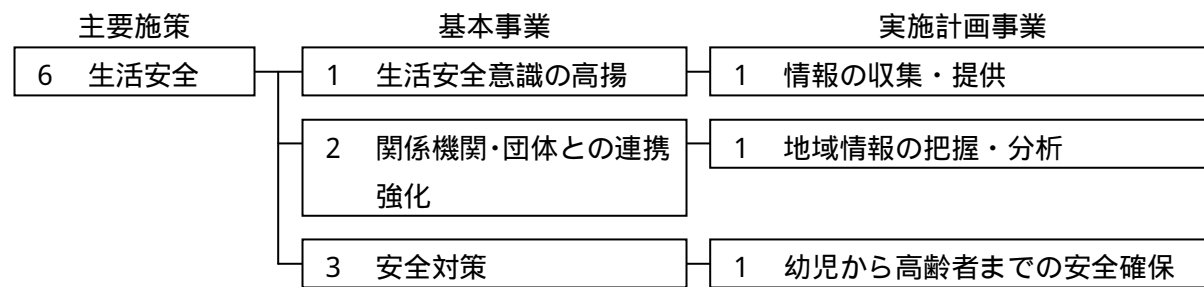
地域住民の間では、行政との連携を密にし、安全を確保する気運が高まっています。

〔施策の基本的な考え方〕

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指し、市民の安全を確保するため、関係機関・団体などとの連携を密にするとともに適切な情報を提供できるようにします。

地域に密着した対策の強化を図るとともに防犯意識の高揚、防犯灯の設置など、幅広い取り組みを進めていく必要があります。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 生活安全意識の高揚
安全確保のため適切な情報を提供し、安全意識の高揚を図ります。
- 2 関係機関・団体との連携の強化
市民の安全を確保するため、関係機関・団体との連携を密にし、適切な情報の提供に努めます。
- 3 安全対策
「子ども・地域110番の家」等との連携と活用に努めます。
防犯対策として青色回転灯の整備を進め、啓発に努めます。

〔主な計画事業〕

- <前期・後期>
- 迅速・正確な情報の提供（市ホームページ・不審者情報）
 - 地域・関係機関と連携した啓発活動
 - 安全対策（安全・安心円卓会議等）

【 後 期 計 画 】

〔現状と課題〕

人口の減少や高齢化社会の進行などにより、社会経済環境が急速に変化し、犯罪そのものが多様化しているため、安全で安心して生活できる社会形成が求められています。

複雑化・多様化する現代において、市民生活を脅かす予期せぬ問題や事件事故などが全国の至るところで発生していることから、関係機関・団体と連携を密にし、防犯体制を強化するとともに、青少年の非行防止を含む、地域ぐるみの防犯活動を進める必要があります。

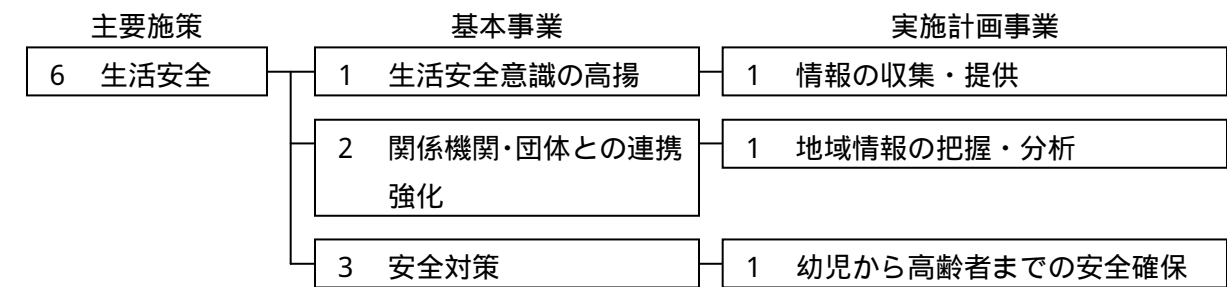
地域住民の間では、行政との連携を密にし、安全を確保する気運が高まっています。

〔施策の基本的な考え方〕

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指し、市民の安全を確保するため、関係機関・団体などとの連携を密にするとともに適切な情報を提供できるようにします。

地域に密着した対策の強化を図るとともに防犯意識の高揚、防犯灯の設置など、幅広い取り組みを進めていく必要があります。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 生活安全意識の高揚
安全確保のため適切な情報を提供し、安全意識の高揚を図ります。
- 2 関係機関・団体との連携の強化
市民の安全を確保するため、関係機関・団体との連携を密にし、適切な情報の提供に努めます。
- 3 安全対策
「子ども・地域110番の家」等との連携と活用に努めます。
防犯対策として青色回転灯の整備を進め、啓発に努めます。

【 前 期 計 画 】

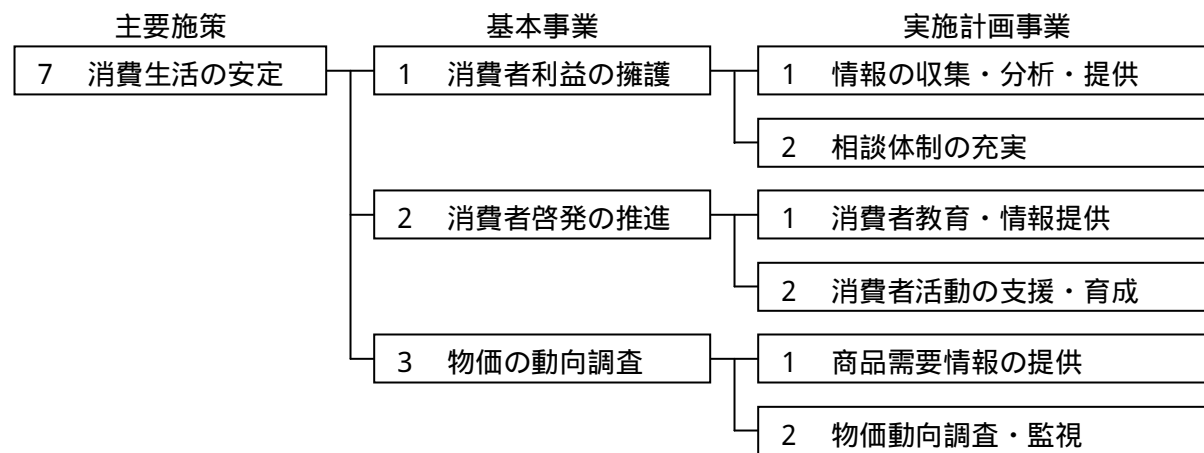
〔現状と課題〕

近年の市民生活は、国際化、情報化、高齢化や規制緩和などにより大きく変化しています。規制緩和により、安価で多様な商品・サービスが提供され、消費生活が便利になる反面、新たな消費問題を生み出しています。消費者取引に関するルールを悪用され、消費者センターに寄せられる相談も複雑化・多様化しています。特に契約・解約に関する相談が急増しています。ICT（情報通信技術）革命などにより、商品の機能やサービスの内容が、複雑化の一途をたどり、若年層や高齢者への情報提供が特に必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

規制緩和により消費者の選択肢が拡大し、消費者の自立が求められるなか、消費者の利益を守るため、国民生活センター等と連携し、適切な情報を提供します。被害やトラブルを未然に防止するため、消費者センター機能を強化し、消費者教育、情報提供、団体活動の支援など総合的な消費生活の安定を目指します。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 消費者利益の擁護

消費者の利益を守るため、国民生活センターなどと連携し、適切な情報を提供します。専門相談員の研修などにより相談体制の強化を図ります。
- 2 消費者啓発の推進

行政、消費者と企業の協力により総合的な消費者教育を進めるとともに、消費者活動団体の活動を支援します。
- 3 物価の動向調査

市民が安心して買い物ができるよう、物価動向調査と情報の提供を行います。

【 後 期 計 画 】

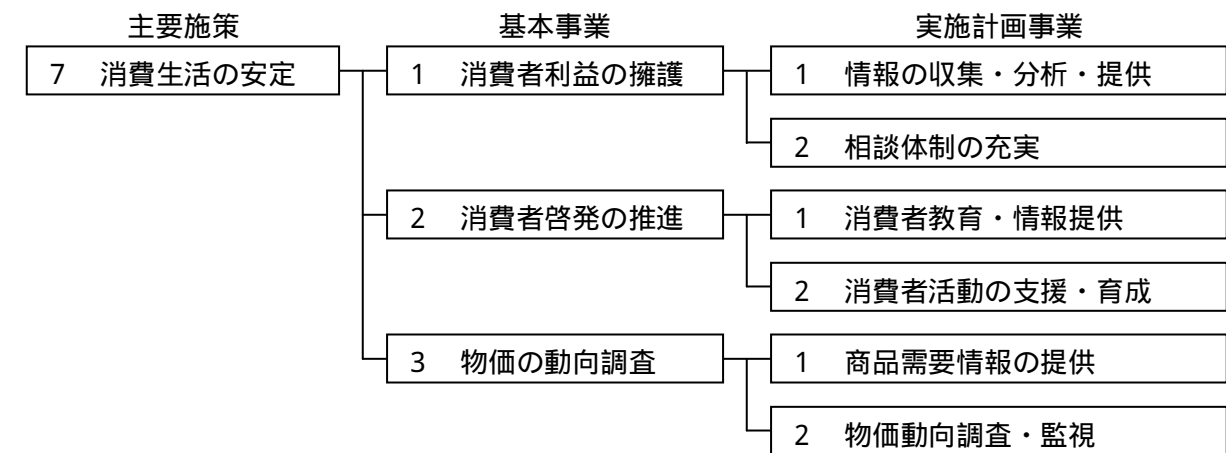
〔現状と課題〕

近年の市民生活は、国際化、情報化、高齢化や規制緩和などにより大きく変化しています。規制緩和により、安価で多様な商品・サービスが提供され、消費生活が便利になる反面、新たな消費問題を生み出しています。消費者取引に関するルールを悪用され、消費者センターに寄せられる相談も複雑化・多様化しています。特に契約・通信サービスに関する相談が増加しています。ICT（情報通信技術）革命などにより、商品の機能やサービスの内容が、複雑化の一途をたどり、若年層や高齢者への情報提供が特に必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

規制緩和により消費者の選択肢が拡大し、消費者の自立が求められるなか、消費者の利益を守るため、国民生活センター等と連携し、適切な情報を提供します。被害やトラブルを未然に防止するため、消費者センター機能を強化し、消費者教育、情報提供、団体活動の支援など総合的な消費生活の安定を目指します。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 消費者利益の擁護

消費者の利益を守るため、国民生活センターなどと連携し、適切な情報を提供します。専門相談員の研修などにより相談体制の強化を図ります。
- 2 消費者啓発の推進

行政、消費者と企業の協力により総合的な消費者教育を進めるとともに、消費者活動団体の活動を支援します。
- 3 物価の動向調査

市民が安心して買い物ができるよう、物価動向調査と情報の提供を行います。

【 前 期 計 画 】

【 後 期 計 画 】

〔主な計画事業〕

<前期・後期>

消費者相談窓口体制の充実・強化

消費者活動団体の支援

物価調査と情報提供